

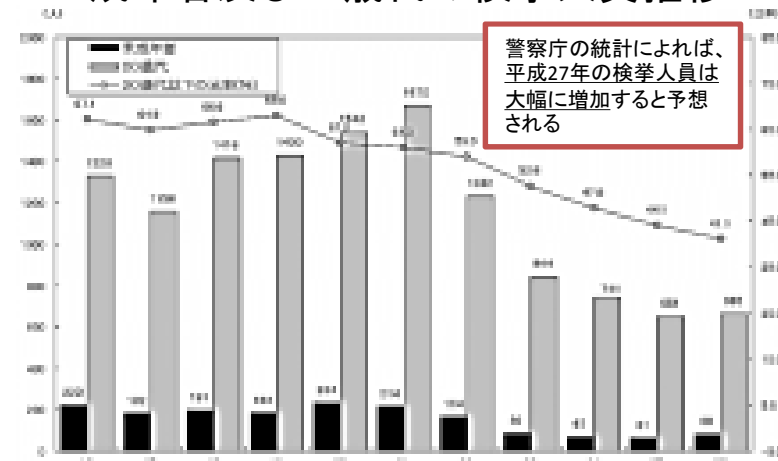
# ○大麻について

- 大麻は世界で最も乱用されている薬物(乱用者:1億8180万人、押収量:5764トン)
- 1961年麻薬単一条約スケジュール I 及びIVで規制(ヘロイン等と同様の最も厳しい規制)
- 我が国では、都道府県知事の免許を受けた大麻取扱者(大麻栽培者、大麻研究者)以外の者の大麻の栽培、所持、譲り受け、譲り渡し、研究のための使用を禁止している
- 大麻の穂や葉に含まれるTHC(テトラヒドロカンナビノール)が幻覚作用、記憶への影響、学習能力の低下、知覚の変化などを引き起こす
- 近年は世界各地でTHCを高濃度に含む大麻が開発され、乱用されている
- THC濃度が低い大麻であっても、他の大麻(野生大麻等)と容易に交雑し、THC濃度の高い大麻となる
- 大麻から高濃度のTHCを容易に抽出する方法がインターネット等で紹介されており、新たな乱用方法として懸念
- THCに類似した分子構造の合成カンナビノイドは危険ドラッグの成分
- 我が国は800物質以上の合成カンナビノイドを指定薬物として規制

図1 我が国における大麻事犯検挙人員



図2 大麻事犯における20歳代以下の比率と未成年者及び20歳代の検挙人員推移



最新の動向:平成27年9月警察庁発表(平成27年上半期の薬物・銃器情勢)

- 総検挙人数:947人(平成26年上半期比+181人、24%増)
- 10~20代の摘発者は4割増

※大麻から危険ドラッグに移行した薬物乱用者が、規制強化に伴い再び大麻に手を伸ばしているのが理由とみられる。(報道)

※京都における小学生大麻問題など、未成年者の大麻乱用は危機的状況(報道)

# 産業用大麻と医療用大麻とは

不正栽培



大麻：  
世界で最も乱用  
されている薬物

密売用に小分け  
された大麻

産業用  
(成熟した茎・種子  
の利用)



医療用



日本では認め  
られていない



大麻取締法

第一条 この法律で「大麻」とは、大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいう。  
ただし、**大麻草の成熟した茎**及び**その製品**(樹脂を除く。)並びに**大麻草の種子**及び**その製品**を除く。